

第三章 八月十六日の政変未遂

第一節 親政行幸の詔

文久三年（1863）八月十三日、親征行幸の勅が発布された。その書に、

為今度攘夷御祈願、大和国行幸、神武帝山稜春日社等御拝、暫御逗留、御親征軍議被為在、其上神宮行幸事。¹¹⁸

とある。攘夷の成功を祈願するために、神武天皇陵や春日大社に参拝し、そこで親征の軍議を練り、また伊勢神宮に参る予定を告げている。江戸時代の天皇は殆ど御所から出ることがなかったが、孝明天皇は同じ理由で、この年の三月十一日に賀茂神社に、四月十一日に石清水八幡宮に行幸したことがあった¹¹⁹ので、さほど珍しいことではなかった。しかし、今回は些か性質が違う。祈願の上で親征の軍議を練るというのは、征夷大將軍が攘夷行動に成功するように祈るのではなく、天皇自ら前線に出て勝利を収めることを祈ることになる。行幸自体よりも、親征の宣言と受け取られた。

天皇親征の議は、主に長州藩によって推進された。前述文久三年（1863）三月・四月の行幸は同藩世子毛利長門守定広の建白によるもので、その書にも親征の決断を勧めていた。¹²⁰ 六月十八日、毛利定広は家老益田弾正・根来上総にその親書を持参して上京させた。二人は同月二十四日に京都に入った。¹²¹ 『改訂肥後藩国事史料』には「六月某日長藩窃に天皇親征論を唱ふ」¹²²とあり、また、『続再夢記事』七月二日の条には、上層公家の親征に対する態度に言及している¹²³ので、その建白書は遅くとも七月一日までに朝廷に提出されたと見てよいだろう。

毛利定広の親征に関する建白は、益田弾正・根来上総に持たせた親書の

¹¹⁸ 「定功卿記」、『孝明天皇紀』四、p779。句読は筆者がつけたものである。

¹¹⁹ 同上、p485～486、p546～547。

¹²⁰ 『孝明天皇紀』四によると、毛利定広は文久三年（1863）二月二十二日の建白書の冒頭に「今般非常之宸断ヲ以倒海之大寇ヲ掃除シ、皇国之武威ヲ八蛮ニ御輝被遊思召ニ付テハ、必竟御親征ヲモ不被遊テハ不相叶御時勢ト奉恐察候、…此度攘夷期限御決議ニ付、早々奉幣使御発遣有之度、就中加茂神社ト御間近キ処柄ニ候得ハ、非常之御破格ヲ以御社参被為遊、且泉湧寺之御参詣ヲモ被為遊、御代々様之叡靈ニ御報告無之テハ不相叶儀ト奉存候」（p499）と述べ、同月二十八日の建白書には「先般加茂泉湧寺之御参詣ハ、御親征御巡狩之御基本ニ可有之段、及言上候処、…何卒鳳輦ヲ男山辺御進メ、天下之士氣ヲ御淬厲被為遊候得ハ、畿内ニ馳参者蝟集仕防禦之士モ益感憤仕ラヌ者有之間敷ト奉存候」（p500）と述べた。（筆者が引用文に句読をつけた）

¹²¹ 木戸公伝記編纂所編、『木戸孝允公伝』、明治書院 1927、p289、297。

¹²² 細川家編纂所編、改訂『肥後藩国事史料』三、国書刊行会 1973、p958～959。

¹²³ 『続再夢記事』二、p65～66。

別紙によると、次のようなものである。

- 一 外夷江対し既二開兵端候付、乍恐被遊御親征、石清水江出御、諸国江降勅、勤王之兵を被召集、御指揮を以掃攘被仰付、於大樹公茂掃攘之事業被為在度候事。
- 一 皇太子を被為立、堂上方二而人才御撰拳御補佐被仰付度候事。附り、中山忠光此帰洛二付、御補佐之任可然二申立候事。附り、立太子一條二付、御失費御繰巻御六ヶ敷候ハ、献金可致候間、其筋承リ可合候事。
- 一 違勅之幕吏並諸侯、押而上京候ハ、再三加教諭、若理不尽申募り候ハ、勤王之諸藩申談、請 勅命加天討候様可被致候、尤同志之諸藩無之候共、我等父子為名代監物差登置候付、申合、此方一手を以請 勅命候様可被致候事。¹²⁴

つまり、勅命を以て諸国から「勤王の兵」を集め、天皇の「御指揮」のもとで外国と戦うことを説いている。天皇が戦死した場合を考慮し、立太子なども勧めるが、「大樹公に於いても掃攘之事業在らせら」ることを望み、攘夷を拒む幕吏や諸藩が上京したならば、再三にわたって説得するが、説得不能の場合は、「勤王の諸藩申談、勅命を請け天討を加」えるべきで、他の藩が協力してくれないなら、長州藩だけでもそれを実行する覚悟であると述べている。当時長州藩は五月十日以来、下関で外国船を砲撃し続けたせいで、外国と交戦状態となり、¹²⁵ 朝廷の応援があっても、¹²⁶ ほかの諸藩は傍観するばかりで、長州藩の孤立が確実となった。原口論文によると、毛利定広が天皇親征の建白書を出したのは、天皇親征を以て挙国攘夷の態勢を作り、自藩の窮状を救うためであったと指摘している。¹²⁷

文久三年（1863）七月、朝廷は親征の可否に関して、右大臣二条斉敬・前関白近衛忠熙・内大臣徳大寺公純らに諮詢した。彼らは七月五日に関白鷹司輔熙に提出した答書において、「過日被尋下候御親征之事」について

¹²⁴ 日本史籍協会編、『吉川経幹周旋記』一、東京大学出版会 1970、p120～122。句読は筆者がつけたものであり、欠字・改行は省略した。

¹²⁵ 五月十日は幕府が朝廷に約束した攘夷を実行する日であり、長州藩はその日に米国商船（『七年史』上、p298）、二十三日に仏国軍艦とオランダ軍艦（『京都守護職始末』一、p152）、二十六日にオランダ軍艦（『七年史』上 p310）、六月一日に米国軍艦（『七年史』上、p323）に砲撃し、相手の国からも反撃を受けた。

¹²⁶ 朝廷は幕府に対し、長州藩へ攘夷の費用を援助させた（『七年史』上、p298）上、六月六日、諸藩に外国船無二念打払の勅を出した（『孝明天皇紀』四、p690～691）。同月十四日、さらに正親町公董を監察使として長州に派遣し、攘夷の功を賞した（『孝明天皇紀』四、p707）。

¹²⁷ 原口清「文久三年八月十八日の政変に関する一考察」、『幕末中央政局の動向』、p188～189。

「度々集会打返シ及評議」したが、「尚更卒爾ニ可否難論」ので、「急々四方之諸侯外親共召寄、実事之衆議被聞食候上、御決心御治定」するように建議した。¹²⁸ 二条斉敬らは直接に反対とは言わなかったが、諸侯の論議に任せるといのように、婉曲に親征を拒んでいた。また、彼らの集会について、七月四日、越前藩士村田巳三郎が近衛忠熙に謁したところによると、次のようである。

〈前略〉…殿下仰、已にも申せし通り、此節拙者どもの存意ハ少しも行ハれず、此程御親征仰出さるへしとの事なりしか、拙者御同意申上さりけれと、矢張行幸遊ハさるへしとの事故、殊の外御案事申上、爾来二條徳大寺宮等毎々集会相談に及びしに、宮ハ御親征も可なるへし、いよ～～御親征あらハ先鋒の任に当るへしと申され、聊意見を異にせらるれハ、致し方なく二條徳大寺の輩と共に、今日か明日かの内、書面を以て関白へ意見を申立る積りなり。尤関白の意見ハ拙者とも同様なれとも、国事掛りの輩ハ頻りに関白に迫り、殿下始大臣方にて御決心在らせられさる故、主上にも兎角御動き遊はさるゝなりなと厳敷申立、其返答に困却せらるゝなり。扱関白へ指出すへき書面ハこれなるか、極密なから一見せよとて渡させられけれハ、…〈中略〉…村田拝読し畢りけれハ、殿下又仰、主上にも叡慮ハ全く此通りなれとも、暴激の輩ハ叡慮を御輔弼あらせらるゝハ皇国の大幸なるを、強て私見を主張し御遮り申上るハ、誠に勿体なき事なり、愈御遮り申上るに於てハ、皇国ハ最早如何ともなしかたきに至るへし、…〈後略〉¹²⁹

まず、親征の下問に対し、近衛忠熙は親征に「御同意申上」ず、軽卒にならないように諸侯の意見を聞いてから決定しようとして、二条斉敬・徳大寺公純らと共に上書するつもりであった。中川宮は「御親征あらハ先鋒の任に当るへし」と言って連署しなかったが、長州藩寄りと思われている¹³⁰関白の鷹司輔熙は「意見ハ拙者（＝近衛忠熙）とも同様」であり、孝明天皇にも「叡慮ハ全く此通り」であり、上層公家の間で、親征に反対する者が多かった実情が伺える。それゆえ、彼らは「国事掛りの輩ハ頻りに関白に迫ったので「返答に困却」であった。上層公家が親征に反対したのは、親征が実現されると、自分らも天皇に同伴して京都を離れることになるのが嫌だったからであろう。彼ら公家にとって、攘夷も親征も政治的ヘゲモニー

¹²⁸ 「久邇宮文書」、『孝明天皇紀』四、p737。句読は筆者がつけたものである。

¹²⁹ 『続再夢記事』二、p67～70。句読・傍線は筆者が付けたもので、欠字は省略した。

¹³⁰ 『京都守護職始末』一（p58）によると、鷹司輔熙は「あまり過激の論は好むおこではなかったが、自信が薄く、おのれの所見をあくまで押し通して他人を排斥するようなことができないので、表面上は衆議を入れるようなふうをとったので、諸藩士が多く出入りし、中でも長州藩士がもとも多いことから、長州関白の称があった」。

を握るための好材料であるが、外国と戦うような血なまぐさいことを自分でやろうとする意思が全くなかった¹³¹のである。

この答書が出ると、「暴論の輩も大に閉塞し、頓に日頃の勢焰を挫折」¹³²したので、七月十二日、近衛忠熙らと親しかった島津久光に親征に関する意見を徴するため、上京せよと伝達したが、十七日に取り消しとなった。¹³³後日、二条斉敬が会津藩士大野英馬に話したところによると、島津久光を召したのは、「薩藩人らが陽明家(=近衛家)へ嘆願いた」したためであり、中川宮・徳大寺公純らと相談したうえ、関白鷹司輔熙に申し出た。関白の勧めで「国事係の気にも入」っていた真木和泉に「御挨拶」し、議奏にも相談してから勅命を出したという。¹³⁴真木和泉は久留米の神主であり、寺田屋事件に連座して一時幽閉に処されたが、文久三年(1863)五月、長州藩の救済によって赦免された。¹³⁵彼は六月上京以降、長州藩士や三条実美と交流し、大和行幸親征に関しても深くかかわっていたことは後述する。

ところが、「十四日にハ十二藩の激論家か申合ハせて、真木和泉の旅宿に推参し、三郎殿へ召命の降る事を周旋せりとて、嚴敷詰問に及」び、「十六日にハ朝議を開かれ、徹夜の御詮議なりしか、此御詮議中、近衛殿御父子・二條殿・徳大寺殿の外ハ、総て三郎殿を召さるゝハ然るへからすとの御意見」¹³⁶であった。国事係の者は「同藩(=薩摩藩)ハ姉小路少将変死ノ嫌疑ニ涉リ。未タ其虚実ヲ判セ」¹³⁷なかったとして反対したが、「公武合体派の公卿は薩藩の力によりて其議を翻覆せんことを企図せるなり」¹³⁸と心配したのが本当の理由であろう。島津久光の上京が中止となると、朝議はまた三条実美ら即時攘夷派のほうに傾き始めた。

その頃、真木和泉は長州藩士久坂玄瑞・佐々木男也らとともに三条実美に謁し、親征を建白した。¹³⁹真木和泉はその年の六月に「五事献策」を提出し、¹⁴⁰親征の部署などについて条列して説明したが、彼の親征論は、八月十八日の政変後、彼が残した「建言外録」をみると明白である。『鞅掌録』には、

¹³¹ 朝廷は親征に備えて、会津藩に文久三年(1863)七月三十日に馬揃い(軍事操練)をし、天覧に供することを命じたが、公家たちは砲声と煙硝の臭気を嫌い、はじめは発砲することも許さず、会津藩が強く論じてからようやく空発を許したという。(『京都守護職始末』一、p181) 親征を唱えたとしても、公家たちは戦いが嫌だったことが伺える。

¹³² 『続再夢記事』二、p77。句読は筆者によるものである。

¹³³ 「島津家文書」、『孝明天皇紀』四、p745。

¹³⁴ 『京都守護職始末』一、p176。

¹³⁵ 『木戸孝允公伝』、p288。

¹³⁶ 『続再夢記事』二、p86。

¹³⁷ 日本史籍協会編、『七卿西竄始末』三、p116、東京大学出版会 1972。

¹³⁸ 『木戸孝允公伝』、p298。

¹³⁹ 『七卿西竄始末』三、p119。

¹⁴⁰ 『木戸孝允公伝』、p291。

〈前略〉…和泉力建言外録ニ親征ノ部器ヲ標スルノ條々、官家ト武家ヲ合せ組テ之ヲ議シ、天皇ノ左右前後ノ伎ヨリ、関白殿下以下、公卿諸臣ニ至迄、其大略ヲ分配シ、又土地人民ノ權ヲ収ムト云フ條ニテ、機ニ投スル事肝要ナレハ、親征シ玉ヘテ男山迄行幸ノ時、俄ニ公卿二員・侯伯一員ニ命シテ、詔ヲ齎シテ下スヘシ。…〈中略〉…詔詞ハ予メ撰フヘシ逆漢文ニ認テアリ。其内ニ、尾張以西ハ即朕躬守之、三河以東即委之汝トイヒ、又収圻内五国以共資ナト云フアリ、又蹕ヲ浪華ニ移スト云條ニ、…〈中略〉…浪華ハ天下咽喉ニシテ、金穀ノ聚ル所ナレハ、諸侯ノ權ヲ攬ルニ第一ノ地ニシテ、此ニ拠ラスハ有ヘカラスト云フ、尚他ノ條ニ有リト雖トモ、其大意天下ノ政權ヲ収メ執ラントスルノ意ニ非ルナシ。扱其初條ハ、乃チ前ニ述ル処ノ攘夷ノ事ヲ攬テ、彼ヲ怖スト云フニシテ、朝廷以テ我公ニ命セラレシナレハ、即チ其後ノ條々、次ヲ逐テ挙クナルヲ知ル故ニ、所謂親征ナルモノ、其実ハ関東ヲ征セントスル也。…〈後略〉¹⁴¹

とある。男山すなわち石清水八幡宮への行幸に際し、「尾張以西ハ即ち朕躬ら之を守り、三河以東即ち之を汝に委」ねるといふ勅命を出し、近畿五国を天皇の配下に収め、ついで「諸侯ノ權ヲ攬」るために、浪華（＝大阪）に遷都するまでの計画を立てた。従来の大政委任と違い、征夷大將軍の統治權を東日本に制限し、西日本を天皇の直轄地とする構想は、建武新政による鎌倉將軍府¹⁴²の体制を髣髴させる。建武新政は、鎌倉幕府が倒れた後、親政を志した後醍醐天皇が、京都に還御した元弘三年（1333）より始まったものである。真木和泉の提案にも天皇が「土地人民ノ權ヲ収ム」という文言が含まれているので、天皇の親政を目指したことは確実であろう。だが、天皇の親政が実現するためには、天下の統治權をめぐる、公家と武家との争いが避けられない。そのため、会津藩側には「所謂親征ナルモノ、其実ハ関東ヲ征セントスル也」と受け取られたのである。

原口論文によると、文久三年の段階では、志士たちが王政復古を唱えているとしても、倒幕運動に至ることはなかった。したがって、原口清は真木和泉が主張した親征論も、皇權の向上を目指すだけのものであり、親征＝倒幕という論理をクーデター推進者が作った、相手を倒すための口実であると指摘している。¹⁴³ しかしながら、親征論は倒幕運動に繋がる以前に、朝幕の間に水を差すことになるのは確かである。七月十二日、鳥取藩主池田相模守慶徳が江戸にいる水戸中納言徳川慶篤と一橋慶喜に送った手紙に

¹⁴¹ 「鞅掌録」二、『会津藩庁記録』三、p533～535。句読は筆者によるものである。

¹⁴² 建武元年（1333）、足利直義が成良親王を奉じ、鎌倉に下向して建てた地方統治機関で、関東八ヶ国に甲斐・伊豆を合わせた十ヶ国の統治に当たった。（『国史大辞典』三、p548）

¹⁴³ 原口清「文久三年八月十八日の政変に関する一考察」、『幕末中央政局の動向』、p185～193。

も、親征の議論が起きたのは、「御親征之儀論相起候儀は、全関東攘夷之御処置延引のみならず、小笠原之儀、¹⁴⁴ 並姉小路卿等之次第」、「其上小倉藩之傍觀違勅¹⁴⁵等」の件が重なったためであり、「御親征御一決に相成候ては、鳳輦之所向何レ之地か不測、実に不容易訳柄」であると述べ、幕府側に慎重な対応を求めた。もし幕府側の対応が当を失った場合、池田慶徳は「不得止事、御親征之命を奉」ずるが、「其節下官之輩鳳輦え随従仕候はもとより、若攘夷之旅察として幕奸掃攘征討等之儀不下も難計」と徳川慶篤らに厳重に注意を入れた。¹⁴⁶ この手紙から見ると、池田慶徳は幕府の対外政策が国内に受けないので、親征の議論が起きたとし、幕府に対外政策を改める、つまり攘夷するように促した。そうでないと、親征が実現する暁には自分も臣下として天皇の行列に随行し、幕府と戦うことになる恐れがあると言っている。池田慶徳は水戸藩主徳川斉昭の息子で、慶篤・慶喜とは実の兄弟であった。彼は八月十八日政変の推進者ではないが、前掲『鞅掌録』で見られる会津藩の発想と同じように、親征の目的を倒幕と受け取った。幕府寄り人間として、天皇親政の色の濃い行幸計画に、幕府滅亡の危機を感じたのは、条件反射的なものといえよう。

七月十四日、池田慶徳は朝廷に意見書を出し、「然に、当節形勢切迫とは乍申、有公卿、有幕府、有列藩、若夷賊進近畿及辺境伺事有之、幕府拒戦之術を尽す、勿論之事、無左右は公卿英武之諸藩有将畧輩に詔有て、鏖戦之術を尽さしめ、猶敗衄多き時は親王方被任将師、其上にて御親征と相成御手続と相考候」¹⁴⁷と述べ、攘夷はあくまでも幕府に委任すべきであると主張し、現時点での親征に反対の意を示している。同月十九日にはさらに、天皇親征のために「まづ廢絶の武器を造立」ること、また「主上を始め奉り、諸公卿皆兵を知り給は」ないので、会津藩や在京の諸藩に命じ、「其武装を見、砲声に慣れ、然る後御親征の事をも議せらるべ」しと建言した。¹⁴⁸ その建言に基づいて、七月三十日と八月五日に、会津・鳥取・米沢・備前・阿波など諸藩による馬揃い天覧が行われた。¹⁴⁹

このように、池田慶徳は再三にわたり建言を行い、天皇親征の発布を引

¹⁴⁴ 文久三年（1863）五月九日、老中格小笠原長行は生麦事件の償金としてイギリスに洋銀四十五万ドルを支払った。これを聞いて三条実美ら即時攘夷派の公家は憤怒し、違勅の罪名を以て小笠原長行を処分しようとした。（『京都守護職始末』一、p114～116）

¹⁴⁵ 小倉藩は長州藩と隣接し、前述した長州藩が下関で外国船を砲撃した時は協力しなかった。六月六日、朝廷は諸藩に外国船無二念打払の勅を出した（『孝明天皇紀』四、p690）ので、小倉藩の傍觀は違勅となる。

¹⁴⁶ 鳥取県博物館編、『贈従一位池田慶徳公御伝記』二、鳥取県立博物館 1988、p403～405。

¹⁴⁷ 『贈従一位池田慶徳公御伝記』二、p407～409。『七卿西竄始末』（三、p125～126）には七月十八日とする。

¹⁴⁸ 『贈従一位池田慶徳公御伝記』二、p410～411。

¹⁴⁹ 『京都守護職始末』一、p181～183。

き伸ばすのに必死であった。八月十三日、大和親征行幸の詔が下ると、彼はまた米沢藩主上杉弾正大弼斉憲・備前藩主池田備前守茂政・阿波藩世子蜂須賀茂韶らとともに、参内して親征の議を諫止した¹⁵⁰が、三条実美らに抑えられ、その努力は実らなかった。しかしながら、前述したように、孝明天皇をはじめ、近衛忠熙・二条斉敬ないし関白鷹司輔熙ら上層公家は、その本心では親征を嫌っていた。このことが、八月十八日に朝議を一変させる政変に繋がると考えられよう。

第二節 中川宮の西国鎮撫使任命

文久三年（1863）八月、親征論とともに朝幕間の提携を不安定化させたのは、中川宮に下された西国鎮撫使の任命であった。中川宮には八月八月の夜に内勅が伝えられ、九日に勅命が下った。中川宮は攘夷慎重論を主張する近衛忠熙・二条斉敬たちともよく連絡を取っており、長州藩士の代りに薩摩藩士を重用していた¹⁵¹ため、鳥取藩・会津藩など幕府公武合体派には仲間と認められ、この任命は「是時、議奏三条中納言、長州藩家老増田右衛門介・真木和泉は、急速に御親征の発令を策したれど、中川宮の威望余りに高さより之を憚り、西国鎮撫使として、京都を遠ざけんとし」¹⁵²ためだと、中川宮を左遷させる策略として受け取られた。しかし、事實は果たしてそうであろうか。

当時の中川宮の政局における位置づけは、八月二十二日付けの在京水戸藩士による政変報告書によると、次のようである。

此程当地混雑之砌、中川宮様始国事掛公家衆と長州と謀反二而、天子様奈良より伊勢江行幸被遊御留守中、御所府残焼払跡江 大内裏御造営致し、尤数年相掛可申間、其間 天子様を長州江供奉致し、後口立ト致し、関東江合戦致し候心組二候所、如何之訳二候哉、当十七日中川宮様御変心二相成候よし、…〈後略〉¹⁵³

つまり、この手紙を書いた水戸藩士にとって、中川宮は即時攘夷派の仲間

¹⁵⁰ 『贈従一位池田慶徳公御伝記』二、p454～455。

¹⁵¹ 『京都守護職始末』一、p51～52。

¹⁵² 『贈従一位池田慶徳公御伝記』二、p440。『七年史』上 p414、『京都守護職始末』一 p186にも類似の記述があった。

¹⁵³ 『鈴木大雑集』三、p516～518。句読・傍線は筆者が付けたものであり、欠字は省略した。

で、親征推進派の一人であり、八月十八日の政変は、中川宮の「御変心」によるものと受け取られている。前述した親征推進派に釘を刺され、その策略に嵌められたような見方と遥かに違っている。なぜ中川宮が即時攘夷派の一人と見られたかという、この年の六月五日に、彼が攘夷の先鋒になることを願い出たのが原因である。その書に

謹申上候、才不徳之尊融、国事御扶助且帰俗¹⁵⁴之命ヲ乍蒙、寸功モ無之、恐懼之至ニ候、頃日之形勢攘夷之期限モ相過候得共、未掃攘之形モ不相見、因循送日、叡慮奉洞察苦心仕候、仍之不肖之身ヲ不顧、恐入候得共、攘夷先鋒之蒙仰度懇願ニ候、自然勅許之上ハ、普天下之有志ニ布告シ、其助力ヲ乞、共ニ戦死ヲ遂、国恩ヲ報之一端ニモ仕度、速ニ勅諭謹テ奉待候、恐惶謹言。¹⁵⁵

とある。中川宮は五月十日の攘夷期限¹⁵⁶が過ぎたにも関わらず、「未掃攘之形モ相見ず、因循日を送」る現状を憂い、「国恩ヲ報」いるために自ら攘夷の先鋒となることを願い出た。さらに、六月七日の書に「徒然日ヲ送り候ヨリハ、速ニ死ヲ以国恩ヲ報奉リ、上ハ聊叡慮ヲ奉慰、下草莽間忠士之志ヲ助ケ、勅ニ応シ、何レ之地ヘモ出張仕候」¹⁵⁷とあるように、勅をもらえると、自分は攘夷の先鋒としてどこまでも行こうと宣言した。前掲七月五日に出された近衛忠熙・二条斉敬・徳大寺公純らの親征猶予の連署にも、中川宮は「聊見込相違仍之不連署」¹⁵⁸であった。このように、中川宮は度々攘夷の先鋒になろうと宣言したため、三条実美や真木和泉と同列にされた。しかし、中川宮は政局での発言権を取ろうとしてこのような宣言をただだけで、それを実行する気はなかった。これについては後述する。

さて、八月九日、中川宮に西国鎮撫使の勅命が出された経緯について、当日に鳥取藩主池田慶徳が右大臣二条斉敬に送った手紙に、

〈前略〉…然は、昨日、殿下より米沢少将・阿波侍従・備前侍従・下官四人依召、少将、阿波侍従参殿、備前、下官、依所勞御断申上候。右之通兩人罷出

¹⁵⁴ 中川宮は嘉永五年（1852）青蓮院に入室し、法体となった。文久三年（1863）一月、一橋慶喜の建議によって、中川宮に還俗を命じたが、中川宮は奉命しなかった。（『京都守護職始末』一、p51～52）

¹⁵⁵ 「久邇宮家記」、『孝明天皇紀』四、p687。句読は筆者が付け加えたものである。

¹⁵⁶ 文久三年（1863）四月二十三日、幕府は諸藩に「攘夷之儀五月十日可及拒絶段御達相成候間、銘々右之心得ヲ以自国海岸防御筋弥以嚴重相備、襲来候説ハ掃攘致」すようにと触れを出した。（「上洛日次記」、『孝明天皇紀』四、p583。句読は筆者がつけたものである）

¹⁵⁷ 「久邇宮文書」、『孝明天皇紀』四、p688。句読は筆者によるものである。

¹⁵⁸ 同注 128。

候処、一昨日、殿下、依召御違例押て御参之处、御親征之儀行之、此上差詰候節は兎も角も、未夕右之御場合とは不思召、就ては、何国迄も御親征之儀は御果斷被遊兼候御旨、尤、御一策被為在候二付、譬如何程、殿下御始仰立一列辺以下有志共申立候共、御採用不被遊旨、叡斷を以確乎と殿下え被仰出候二付、尚又、御一策と申計二ては、諸臣えも難申聞、何卒、右御一策を伺度と被仰上候処、右は、先般も御先鋒御願之儀も御座候事故、先、中川宮を被任鎮撫將軍、四国、九国をして攘夷掃斥致候様被遊、隨て小倉御処置も、中川宮え被命度思召、就ては、御居住之御城池も御渡しに相成不申ては不相成候得共、夫迄は宸決被遊兼候御事なから、中川宮將軍職之儀は、斷然と御決ニ相成、御親征之儀は、何れより如何程申上候共、時節未夕御早キ様被思召候二付、斷然と御取用無之旨勅命二付、右等の御果斷は、如何様にも致方無之畏退出候二付、為心得違スと殿下被命候趣、実以驚入、過日蒙御内命候御次第とは、大ニ相違仕候得共、定て御殿ニは御内実之御意味共、御伺之儀と奉存候二付、乍恐、御内情極密奉伺度、宜敷内披露頼入存候。恐惶謹言。¹⁵⁹

とある。八月七日、関白鷹司輔熙が参内したところ、孝明天皇は親征に対し、「未だ右之御場合とは思召ない」ので、「何国迄も御親征之儀は御果斷遊され兼ね」ていた。その代案として「御一策」があった。それはすなわち「中川宮を鎮撫將軍に任」ずることである。中川宮には「四国、九国をして攘夷掃斥」させ、長州藩が下関で外国船に砲撃したのを傍観していた小倉藩を懲らしめるため、「小倉御処置」も任せるともりであった。そこで、中川宮への任命が決まった。つまり、孝明天皇は中川宮をスケープゴートにして、親征を中止させようとしたのである。

文久二年（1862）五月、孝明天皇は公家たちに示した思召書に、「若幕府十年内ヲ限リテ、朕カ命ニ従ヒ、膺懲ノ師ヲ作サスンハ、朕実ニ斷然トシテ、神武天皇神宮皇后ノ遺蹤ニ則トリ、公卿百官ト天下ノ牧伯ヲ師キテ、親征セントス」¹⁶⁰と宣言したことがあった。原口論文によると、孝明天皇は幕府に圧力をかけ、攘夷を促すつもりで言ったにもかかわらず、この宣言は即時攘夷派の志士たちが親征を主張する基礎となったのである。¹⁶¹ 池田慶徳のこの手紙からも、孝明天皇が中川宮を引っ張り出してでも、親征を伸ばそうとしていた実状が伺える。前掲七月四日に近衛忠熙が越前藩士村田巳三郎に話した「主上にも叡慮ハ全く此通り（＝親征を好まない）」と

¹⁵⁹ 『贈従一位池田慶徳公御伝記』二、p440～441。

¹⁶⁰ 「忠香公手録」、『孝明天皇紀』三、p888～892。句読は筆者によるものである。

¹⁶¹ 原口清「文久三年八月十八日の政変に関する一考察」、『幕末中央政局の動向』、p187～188。

いう見方は、正鵠を得ていたと考えられる。

ところが、中川宮は八月七日夜の西国鎮撫使の内命を一旦請けたが、九日に勅命が下ると、「短才之尊融、逆モ逆モ不及微力、半途ニテ仕損候テハ、実ニ朝威ヲ奉汚」¹⁶²と辞退の書を差し出し、鳥取・備前両藩主にも周旋を依頼した。¹⁶³ 八月十日、また「既ニ御親征之儀ニ候ヘハ、群議被聞召候上、先鋒被命候様、何国迄モ願候、此度之鎮撫一條之儀ハ御断申上候」との奉答案を出し、その任命の代りとして「八幡行幸」を勧めた。¹⁶⁴ 孝明天皇が親征を延ばすために中川宮に西国鎮撫使を押し付けたと同様、中川宮もまた任命を拒み、天皇親征を進めることで責任のなすり合いをしていた。二人とも本心では自ら攘夷に出ることを嫌がっていたことが伺える。

しかし、中川宮の迂遠な拒否は、真木和泉らには、宮はまだ仲間であったかのような錯覚を与えた。真木和泉より中川宮への上書には、

謹而奉言上候、此節西国御下向之命被為蒙候処、御親征先鋒ニ候ハハ、御受可被遊、鎮撫ニ候ハハ、御断可被遊ト之御事、一昨夜承候通之事ト奉存上候、右承候通、御親征御先鋒ト被為仰蒙候ハハ、直ニ西国御下向、朝命之通御処分被遊候哉奉伺候テ可報旨、三條中納言殿内々被申付候、誠恐頓首謹言。¹⁶⁵

とある。真木和泉は中川宮は西国鎮撫使の任命を断ったが、攘夷親征の先鋒になる志願は変わらないだろうと考え、それを確認するために上書した。三条実美からも、中川宮に「御親征御先鋒」という名目さえあれば、「朝命の通（小倉藩を）御処分遊され」るように念を押していた。つまり、真木和泉らは前述した長州藩の親征論と同調し、外国船砲撃によって単独で攘夷に踏み切った長州藩の孤立を救うため、中川宮に西国鎮撫使の任命を押し付けたのである。原口論文によると、「西国鎮撫使の最大の任務は、何よりも目前の小倉藩処分を断行し、あわせて攘夷決戦態勢を確立させることにあり、その証拠に、八月十七日、中川宮の代りに有栖川宮熾仁親王が任命されたことを挙げている。¹⁶⁶ 真木和泉ら親政推進派が親征よりも西国鎮撫（＝小倉処分）が実を取るようになるので、八月十三日に発布された親征の詔は、中川宮の条件に合わせようとした要素もあると考えられる。

八月十二日、中川宮は薩摩藩士高崎正風を招き、西国鎮撫使任命に関する

¹⁶² 「久邇宮文書」、『孝明天皇紀』四、p775。

¹⁶³ 『贈従一位池田慶徳公御伝記』、p441。

¹⁶⁴ 同注 162、p776。

¹⁶⁵ 同上、p776～777。

¹⁶⁶ 原口清「文久三年八月十八日の政変に関する一考察」、『幕末中央政局の動向』、p200。

る彼の意見を求めた。高崎正風は「先々御直ニ御断」¹⁶⁷るように勧めた。この頃の様子、政変後、宇和島前藩主伊達宗城の質問に対する高崎正風の話によると、

尹宮¹⁶⁸御参内、御断之義御直奏被仰上候処、主上にも御当惑の御様子、宮此事被畏候は、先ツ親征ニハ不及、御断相成候は、御いやに被思召候行幸被為在候様強奏相成居候趣 御沙汰ニ付、頗於宮御閉口、左候ハ、尚又退熟考可仕ト被 仰上御退出、佐太郎召、右之御密談此上如何可被遊との御義、佐太郎にて相考候処、此義乍憚宮を云々被 仰付、御請候ハ、長州へ御滞留申上置候而、奉発鳳輦候奸掠ニ無相違候故、所註(原書注一詮カ)御請可被遊義ニ無之と申上、宮仰ニ、一策有之候、奉親王参度と申上候ハ、止ミ可申、佐言上、夫ハ御役に立申間敷、とふで遷都之工ミ故、親王も早速御聞届御下向可被為在、宮之御出都さへ御座候ハ、跡ハ是非々々鳳輦を奉動候決策と申上候処、甚御当惑にて、尤之考此之上ハ如何可致との御沙汰ニ付、佐言上、最早廿六日と先も詰り居、御油断被為在候ハ、姦計に御落入可被遊、其時ハ如何被思召候とも、主上を奉擁居候得は、御手出しハ不相成、大事去之時ニ御座候間、御決心にて 被遊御英断、只今迄奸謀之次第御直ニ被 仰上、御悔悟被為 在候ハ、御処置被為在度と申上候処、久敷御熟考之末御承知ニ被為成候処、何分藩士人少ニ付、会津と一致不仕候而ハ御処置行届兼候故、会藩を同意為仕候上と申上置、直ニ下ル。¹⁶⁹

ということであった。中川宮は西国鎮撫使の任命を辞退するために参内し、¹⁷⁰ 孝明天皇と「御密談」した。孝明天皇はこのことに対し、「御当惑の御様子」で、中川宮が「此事(=西国鎮撫使の任命)を畏られ」拜命しなかったせいで、自分が「御いやに被思召候行幸在らせられ候様」との「強奏」に遭う羽目になったと言っている。言い換えれば、天皇は中川宮が固辞するので自分も巻き込まれたと不満を言ったばかりか、こうなると中川宮さえ行かせればいいという本音が漏れたのである。すると中川宮は閉口し、もう一度熟考すると答えて退出した。親征行幸・西国鎮撫使の議論は、中川宮にも天皇にも厄介なことであり、二人ともそれだけは避けたかったという実情が伺える。結局両方とも勅が出されたが、宮一人を動かすことと、

¹⁶⁷ 日本史籍協会編、『伊達宗城在京日記』、東京大学出版会 1972、p208。

¹⁶⁸ 中川宮は文久三年(1863)八月二十七日、弾正尹に任命されたので、尹宮とも称する。(『京都守護職始末』一、p52)

¹⁶⁹ 『伊達宗城在京日記』、p209~211。句読・傍線は筆者がつけたものであり、欠字・改行は省略した。

¹⁷⁰ 伊達宗城の記述に日付がはっきりしていないが、文脈によると、八月十三日のことであると推定できる。

天皇まで動かすこととは質的に異なる。天皇すら大和行幸をせざるをえない状況になってしまった以上、中川宮の九州行きはほとんど避けられないことになった。そこで、中川宮は天皇に縋り、助けを求めようとしたが、孝明天皇は自分を守るためにそれを断ったのである。

退朝後、中川宮は再び高崎正風を招いた。高崎正風は、西国鎮撫使の任命には中川宮を「長州へ御滞留」させた上、「鳳輦を發し奉り候奸掠」が含まれているので、断るように勧めた。高崎正風は勅命の内容を真に受け、長州藩が中川宮ばかりか天皇までも京都に離れさせようとしたと考え、勅が出された以上、実行しないことだけが解決策であると強調した。しかし、中川宮には長州藩が何故挙国攘夷の態勢を作ろうとするのか、その事情がわからなかった。前には攘夷の先鋒を願い出ても、朝廷側はそれを引き止めたので、今度も「親王参りたしと申し上げ奉り候ハ、止ミ申すべし」というように、公家のパワーゲームのルールで対応しようとし、自分から請けると言えば相手は引いてくれると思っていた。すると、高崎正風はさらに、親征推進派には「宮の御出都さへ御座候ハ、跡ハ是非々々鳳輦を動き奉り候決策」があるから、中川宮の提議を斥けた。そして、中川宮に「御決心にて御英断遊され、只今迄の奸謀の次第、御直ニ（孝明天皇に）仰上られ、（三条実美らが）御悔悟在らせられ候ハ、御処置」するように提案した。中川宮は「久しく御熟考之末、御承知」したので、高崎はまた「何分（薩摩）藩士人少」いので、会津藩との提携を提案し、直ちに行動に移った。

以上述べたように、中川宮が政変に首を突っ込んだのは、西国鎮撫使の任命を辞退するためであり、それも中川宮自身が思いついたものではなく、高崎正風のアドバイスによるものであった。ここで注目すべきことは、高崎正風は中川宮に密奏を通して、天皇に国事掛を処罰させようとした一方で、会津藩との提携によって兵力不足の穴を埋めようとしたことである。つまり、高崎正風は三条実美らを左遷させようとしたのみならず、必要があれば武力で叩き潰すつもりがあったのである。言い換えれば、高崎正風は中川宮に政変の実行を建議したのである。

その高崎正風が会津藩士と接触した場面について、当時在京の薩摩藩士奈良原繁（当時は幸五郎と称する）の覚え書に、

主上大和国神武陵江行幸等御別紙之通被仰出其外暴論之三条、第一逞逆威、上奉迫 主上、下驚万民、種々様々拵偽勅、此節二至而は猶更跋扈甚敷付、従浪人共殺害放火心之恣ニ取行、其上此度 行幸ニ付、御家・加州・細川・久留米・土佐・長州江御高割ニ而、十万金之献金、来ル廿七日限上納可仕旨、御別紙之通被仰付、且此内より中川宮様江西国鎮撫將軍之勅命相下

り、急々御下向被遊候様、不分昼夜伝奏衆より御催促有之、其上牧(筆者注一真木カ)和泉・桂小五郎等も参殿、甚不届之申分共仕、尤宮様御内武田相模守江浮田何某と申者差遣シ、不似合振舞共仕、彼と云是と云、実々神人可怒之時節到来之機会と見及候間、奈良原幸五郎、高崎左太郎、上田郡六、井上弥八郎等申談シ、去ル十日頃より頻りニ諸藩之模様相伺候処、会藩以外致奮発居候事情慥ニ探得候間、去ル十五日同藩秋月悌二郎外三人江高崎より申談候処無異条承諾、殊之外相喜、早速肥後守様江申上候処、宮様ニて被為思召立候ハ、如何様共御尽力可被成と之事ニ付、早速左太郎宮様江参殿細々切迫之事情申上、且策略之次第も献言仕候処、則宮ニは御決断相成、…〈後略〉¹⁷¹

とある。奈良原繁はまず、親征行幸の詔が出されたのを「暴論の三条(実美)、第一逆威を逞」しくし、「種々様々な偽勅を拵え」たためであり、三条実美らに付き添った浪人が「殺害・放火、心の俣ニ取り行」った状況を述べた。次に、薩摩藩をはじめ加賀・熊本・久留米・長州・土佐など六藩には、行幸のため、八月二十七日までに十万両の献金を上納するように伝達された。そして、中川宮には西国鎮撫使にの命を受け取るように、「不分昼夜伝奏衆より御催促」し、その上真木和泉・桂小五郎らも「参殿、甚だ不届の申分」をしたという。高崎正風・奈良原繁らはここに「実ニ神人怒るべきの時節到来の機会」であると考え、政変に踏み切った。そこで、八月十日より諸藩の模様を伺っていたが、「会藩以外の外奮発致し」ているので、高崎正風より会津藩士秋月胤永(当時は悌次郎と称する)らに提携を申し出た。すると、秋月胤永らは「異条なく承諾」し、早速藩主松平容保に報告したところ、「宮様ニテ思召を立たせられ候ハ、如何様トモ御尽力成らるべし」との返事であった。その後、高崎正風はまた中川宮のところに行き、策略などを献じたので、中川宮が政変を実行することに決断した。

この報告書を前掲高崎正風の話と照し合せると、高崎正風ら薩摩藩士は、三条実美らが威勢を振るった時勢に不満を持ち、それを覆す手段として政変を選んだことがわかる。ところが、前述したように、薩摩藩は在京の藩士が少なかった。町田論文によると、姉小路公知暗殺事件の嫌疑で京都から撤退したのみならず、薩摩藩本国では、前年の生麦事件のせいで、文久三年(1863)七月からイギリスと交戦状態となり、京都に余計な兵力を置くことができなくなったなどの事情が原因である。¹⁷² そこで、会津藩と手

¹⁷¹ 「京都政変ニ付奈良原幸五郎覚書」、鹿児島県歴史資料センター黎明館編、『鹿児島県史料 玉里島津家史料』二、鹿児島県 1993、p425～426。改行・欠字は省略した。

¹⁷² 町田明広、「文久三年中央政局における薩摩藩の動向について一八月十八日政変を中

を組む必要が生まれた。高崎正風が考えた政変計画については、次節に述べる。

第三節 薩摩藩主導の政変未遂

前章で述べたように、薩摩藩は五月二十日の姉小路公知暗殺事件の嫌疑で、五月末に禁門の守衛の任務を解かれ、藩士の御所出入りが禁止された。その後、六月二日までに「近衛様江差出置人数も為引取、中川宮様之方も引取申候位」¹⁷³に至り、七月二十七日には中川宮から「薩ヲ離候得は疑晴候様之気味ニ候間、此涯暫時之処、音信不通いた」¹⁷⁴すように宣告された。親しかった公家からも退けられ、京都での勢力が著しく衰弱した。そこで、数少ない在京の薩摩藩士たちは、この衰勢を食い止めるために種々の努力を重ねた。『続再夢記事』の文久三年（1863）七月二日の条に、

二日、薩藩吉井仲介・奈良原孝五郎来る。村田巳三郎面接す。兩人云、此節密に聞くに、貴藩ハ加藩・会藩へ御相談ありて、暴論過激の徒を退治せらるへき御企あるよし。薩藩の兵士、目下京師に在るもの凡百人許なり、愈其御企ある事なれハ、必決死これに応すへし。村田云、何方よりさる事を聞取られたりや。兩人云、伏見辺にて承ハれり。村田云、未たさる企なし。…〈後略〉¹⁷⁵

とある。薩摩藩士吉井仲介・奈良原繁は、越前藩の監察役村田巳三郎を訪ね、越前・加賀・会津三藩で「暴論過激の徒を退治」する計画を立てているという噂について、村田巳三郎にその真実性を問い、かつもし本当だったら薩摩藩も同盟に加わりたいたいと言っている。つまり、八月に政変を持ち出したのは高崎正風であったが、在京薩摩藩士の間では、七月の初めから武力政変を以て過激派（この記事全体をみると、国事掛を指すことがわかる）排除を企図していたことがわかる。この話は村田巳三郎が「未たさる企なし」と答えたため、それっきり話が進まなかったが、越・加・会三藩連合で事を挙げる噂が流れたことから、当時隠然と過激派を排除しようとする暗流があったことが伺える。

心に一」、日本史研究会編、『日本史研究』539、2007.7、p34～38。

¹⁷³ 「尊攘録探索書」、改訂『肥後藩国事史料』三、p880～881。

¹⁷⁴ 八月五日薩摩藩士高崎正風が中山実善・大久保利通に送った手紙である。（『鹿児島県史料 玉里島津家史料』二、p408～411）

¹⁷⁵ 『続再夢記事』二、p65。句読は筆者によるものである。

それ以降、吉井仲介の過激派排除の考えは色あせない。七月九日、吉井仲介は近衛忠房に「大和国行幸御延引の事ハ、速に御決定ありたし、然らされハ、必事変を生すへし」と、一気に過激派の意見を退けることを勧めた。だが近衛忠房は七月五日に上げた二条斉敬らと連名の建白書の功もあって、行幸は「急々実行する事にハ至り難し」と慰めた。翌十日、近衛忠熙・二条斉敬に謁した時も、同じ文言を聞かされた。¹⁷⁶ それでも、在京薩摩藩士は挫けず、大和行幸に対応するために、島津久光の上京を近衛家に嘆願し、召命を出させたということは、前述の通りである。こうしてみると、八月政変の提案は、高崎正風の思いつきではなく、在京薩摩藩士共通の、大和行幸を阻止するための行動の一環であったといえよう。なお、高崎正風が政変を持ち出したのは、単なる正義感によるものではなく、中川宮を助けることによって、京都での薩摩藩の威勢を挽回するつもりだったと考えられる。

前述したように、高崎正風は中川宮が無理やり九州に行かされる危機を救うため、宮に即時攘夷派の「奸謀の次第」を天皇に上申し、処分を下すことを提案した。しかも、天皇の権威で朝議を覆すような平和な提案ではなく、「会津と一致不仕候てハ御処置行届兼候」というように、会津藩の兵力を頼りにし、武力で政変を実行しようとしていた。¹⁷⁷ そのため、高崎は八月十三日の夜、会津藩士秋月胤永らを訪ね、会津藩主松平容保からも同意を得た。

その後、薩・会両藩の藩士は中川宮のところに戻り、薩・会の提携ができたことを報告し、孝明天皇への上奏について討論を始めた。その頃ちょうど「天皇方ニ神事」があり、中川宮はまだ還俗していないので、参内を憚り、「十六日神事了ヲ以テ、言上セン」と言った。¹⁷⁸ これを決めると、次に朝廷内での仲間を囚った。前掲奈良原繁覚書には、

〈前略〉…則宮二者御決断相成、何レ一人ニテハ万事都合モ如何敷候間、前関白様へモ御参内有之候様可申上トノ御沙汰ニテ、直ニ同人(筆者注—高崎正風)桜木御殿へ罷出、右之段奉嘆願候得共、トテモ此策ハ成就無覚束、殊ニ一大事之義ナリトモ御同意不被遊、剩左大将へハ御書通ニテ不被遊御同意様被仰遣、頓ト無頼方事機ニ相及候、…〈後略〉¹⁷⁹

¹⁷⁶ 『続再夢記事』二、p74～75。句読は筆者によるものである。

¹⁷⁷ 同注 169。

¹⁷⁸ 「鞅掌録」二、『会津藩庁記録』三、p519～521。

¹⁷⁹ 「京都政変ニ付奈良原幸五郎覚書」、『鹿児島県史料 玉里島津家史料』二、p426。改行・欠字は省略した。

とある。高崎正風は前関白近衛忠熙に協力を求めるように中川宮に命じられ、すぐに近衛家に行ったが、近衛忠熙はその策略が「成就覚束」ずと考え、「御同意遊ばされな」かった。そればかりか、その息子である近衛左大将忠房にも手紙を出し、その件に関わらないように勧告すると言って、強硬に協力を断った。従来島津家と親交があり、朝議を決定する場において、しばしば三条実美らと対抗してきた近衛忠熙がなぜ強硬に高崎正風の提案を拒絶したかはつまびらかではないが、彼が政変に反対だったので、「頼方なき事機」となり、高崎正風の策略はつまずいた。

それでも中川宮は挫けず、計画通りに天皇に上奏しようとした。八月十六日の密奏について、奈良原繁覚書に

然処宮様ニは断然被遊御英断、十六日之辰之刻御参内、尤叡慮御伺之上、直様薩・会御召之賦ニ候間、無間断可奉応其機ニ格護ニ而、二本松御屋敷守衛方人数江も相達、早々致軍備、今哉遅と奉待候折から、案外 宮様只今還御之由承知仕、取物も不取敢左太郎罷上り、御都合相伺候処、武田相模守を以被 仰聞候ハ、今朝参内叡慮相伺候処、趣意ハ至極尤ニ候得共、只今ニ至り而は禁中一人も其命を伝候者無之候間、致方無之と 御合点不被遊候付、無是非仕合ニ候と御沙汰被為在候由承、頓と一同落力を申候、第一右之義世間ニ相響候而は、実ニ一大事之訊ニ付、大ニ心配仕、可成不目立様そろ々と人数引取申候得共、最早色々世上之評判も有之由、…〈後略〉¹⁸⁰

とある。中川宮は十六日の辰の刻（午前八時頃）に参内した。高崎正風の計画では、「叡慮御伺の上、直様薩会御召の賦」が下る予定だったので、二本松にある薩摩藩屋敷より兵士を呼び寄せた。ところが、孝明天皇はその計画を聞くと、「禁中一人モ其命（＝三条実美ら親征を唱える即時攘夷派公卿を処分する命令）ヲ伝候者これなく候」と嘆き、その計画を斥けた。第一章で述べたように、勅を下の者に伝えるのは議奏であるが、その時は三条実美らが議奏の職を占めていたため、彼らを排除する命令を伝える者がいなかった。それゆえ、中川宮は薩摩藩兵を召さずに退出した。

この密奏に際し、高崎正風や秋月胤永らの行動については、『鞅掌録』に詳しいので、少々重複気味であるが、下に掲げておく。

一 十六日神事了ラセ玉へ、中川親王参内セラル。此ノ時ニ親王嫌疑ヲ以テ

¹⁸⁰ 「京都政変ニ付奈良原幸五郎覚書」、『鹿児島県史料 玉里島津家史料』二、p426。改行・欠字は省略した。

容易ニ召シ玉ハス。長谷卿ノ迫ラレシコト¹⁸¹アルニ及テ、公ケニ参セラレ、親シク真ノ叡慮ヲ伺ヒ便宜ニ因テ、左右ノ姦ヲ除キ去リ力足ラサレハ、我公(筆者注—松平容保)ヲシテ人数ヲ出シ、カヲ戮シ玉ハン事ヲ欲セラル。親王出テ、天前ニ進マレシ時、天皇ニモ大ニ憤興シ玉ヒ、叡断シテ暴徒ヲ除キ玉ハントス。然共時稍早ントシテ、大ニ危ミ、親王ニモ其事ニ与ラスシテ、武家ノカヲ以テセンコトヲ欲シ玉ヘリ。依テ親王ニ戒メ、堅ク秘シテ漏洩セサラシメ玉フ。鎮撫ノ命如キハ、天皇固ヨリ親王ノ固辞セラレンコトヲ欲シ玉フ。時ニ親王ノ報ヲ待チ、英馬・悌次郎・三内・秀次及安任等、唐門前ノ幕中ニ在リ、親王寅刻ヲ以テ参内ノ暴徒ノ未タ朝セサルニ及ハントス。而ルニ親王卯刻ニ過レト未タ参セラレス。辰刻ニ向ントシテ始メテ参セラル。時ニ親王志ヲ決セラレ、事ノ必成ヲ見サレハ、幾日夜ヲ連ヌ共天前ヲ退アスト、私ニ高崎左太郎等ニ語ラレシ事有リ。而ルニ少頃ニシテ、宮中ヨリ還御ノ命ヲ伝ヘ来リ。其間暴徒ノ参内スル両三人有ヲ視、是ニ於テ皆謂フ、事敗ルハ也ト、覺ヘスシテ腋下泌流ル。左太郎モ亦失望シテ、斯迄ニ一度ヒ決心セラレ、其事ヲ遂ラレスシテハ、親王ハ倚ルニ足ラサル也ト云フ。是ニ於テ英馬秀次等ハ走テ黒谷ニ報シ、悌次郎及安任ハ親王ノ殿ニ往キ、武田相模守ニ因テ命ヲ待ツ。親王乃天皇ニハ叡決シ玉ヘ共、勢ノ成シ難キヲ以テ、後ノ機会ヲ待シメ玉フト云フヲ諭シ知ラセラル。親王ノ参セラレシハ、鎮撫ヲ辞セラレタル也ト思ヘ共、天皇深密ノ勅ヲ蒙ラレシヲ知ルモノナシ。然共親王ニハ事敗レタリトシ、帰臥シテ屏息セラレタリ。¹⁸²

広沢安任の記述では、まず中川宮に関して、「当時嫌疑ヲ以テ容易ニ召シ玉ハス」と述べている。高崎正風の話では「御祭中御元服前にて御参内御差支」¹⁸³とあるが、前述した中川宮の薩摩藩への頼りぶりを見ると、姉小路公知暗殺事件から二ヶ月経っても、中川宮は周りから薩摩寄りと目されたため、朝議に招かれなかったようである。

八月十三日、中川宮は「親シク真ノ叡慮ヲ伺」い、「左右ノ姦ヲ除キ去」る決意を固め、会津藩主松平容保に「人数ヲ出シ、カヲ戮シ玉ハン事ヲ欲」し、連携した。ところが、中川宮が八月十六日に参内したところ、天皇も「叡断シテ暴徒ヲ除」こうと考えたが、「時稍早」なのに危機感を覚えた。そして、中川宮に「其事(=政変)ニ与」らないように手を引かせ、「武家ノカヲ以テセンコトヲ欲」し、「勢ノ成シ難キヲ以テ、後ノ機会ヲ待」つように指示した。詳しい事情はわからないが、高崎正風の計画によると、中川宮の上奏後すぐに政変を実行する予定であった。そのために薩摩藩屋敷

¹⁸¹ 八月七日、中川宮が参内すると、長谷信篤が宮に西国鎮撫使の任命を請けるように迫った。(『京都守護職始末』一、p187)

¹⁸² 「鞅掌録」二、『会津藩庁記録』三、p523～525。

¹⁸³ 『伊達宗城在京日記』、p208～214。

から武装の藩士を呼んできたが、この計画は天皇の時期尚早との一言で破綻となった。

一方、高崎正風は会津藩士秋月胤永・広沢安任らとともに、会津藩が警備を担当した唐門の番所で中川宮の退朝を待っていた。関白・議奏・伝奏・職事など、勅命の伝達に深く関わる公卿たちは、巳の刻（午前十時頃）に参内するので、¹⁸⁴ 中川宮は三条実美らが参内する前の寅の刻（朝四時頃）に参内し、密奏する予定だった。しかし、中川宮はどういうわけか、辰の刻（午前八時頃）になってようやく参内し、「少頃にして」退出した。もちろん、計画に反し、政変の目途も付かなかった。しかも、「其間暴徒（＝即時攘夷派の公卿）ノ参内スル両三人有」ったため、事が破れたように思われた。ここに至って、政変を持ち出した高崎正風でさえ、「親王ハ倚ルニ足ラ」ずと失望した。秋月胤永・広沢安任が中川宮のところに行き、事情を聞くと、中川宮もまた「事敗レタリトシ、帰臥シテ屏息」していた。

その後の状況は、高崎正風が伊達宗城に話したところによると、次のようである。

〈前略〉…其内宮御退散と申声二付、切齒失望、乍然可為様も無可すこ々々御供申上、御帰殿早速御側へ出候処、主上にも尤之義にハ御聞啓被為在候得とも、何分奸党勢さかん故、容易ニ輕卒之事ハ不宣との御沙汰、尚考量可致と被仰出候間、無致方再考可仕と申上退き候との御沙汰故、佐も残念不堪切齒候得共、然ハ又御賢考被為在と申上退出、屋敷へ帰り、同志之者へ申聞候処御英断御処置二付不得止頭分へハ委敷申聞候由、大に致憤激、最早難堪、是より転法輪殿へ押寄可申と騒き候故、種々となためよふ々々鎮静の由、夫より強情者召連酒楼へ参り酒為吞居候処へ、会藩秋月罷越、尹宮へ先刻御震筆相下り、急ニ処置可致との叡慮被仰出候由及密話候処、佐云、今朝ハ云々との御沙汰、亦左様被仰進候儀ハ無覚束奉存候得共、何分直ニ罷出可相伺、皆々ハ帰可相待と申置、参殿伺候処、御震翰ハ被下候処、今夜決断処置可致、尤宮も薩も關係ハ為に不宣、因州・会津ニ而為取計可申との叡慮ニ有之旨御密話、…〈後略〉¹⁸⁵

ここにはいくつか重要な点がある。まず注目すべきことは、中川宮が退出した後、事情を聞きに訪ねたのは、『鞅掌録』では秋月胤永・広沢安任だけだったが、実は高崎正風もいたのである。薩摩藩と会津藩の提携によって成功させた政変だと言われてきたが、両藩の史料では自藩のことだけ書く

¹⁸⁴ 『維新前の宮廷生活』、p34。

¹⁸⁵ 『伊達宗城在京日記』 p212～213。句読・傍線は筆者によるもので、欠字は省略した。

傾向があり、他藩の藩士を省略することはしばしばあった。このような記述になったのは、薩・会の提携が表面的なものだったためではないだろうか。

ところで、実際に密奏の状況を聞いたところで、高崎正風の失望は変わらない。中川宮に「又御賢考在らせられ」るように言って屋敷に帰ったが、結局、藩内の「強情者」を連れて、「酒楼へ参り酒を吞ませ」た。これは注目に値する行動である。計画失敗の打撃が大きかったとはいえ、翌十七日の朝十時頃、¹⁸⁶ 会津藩士秋月胤永が天皇ご変心の知らせを届けるまで、徹夜で酒を飲んでいたという高崎正風ら薩摩藩士の挙動は、八月十八日の政変の首謀者にふさわしいものであろうか。

先行研究では、この十六日の挫折があったが、十七日の宸翰によってまた気を取り戻し、計画を練り変え、十八日に成功を迎えたとされている。しかしながら、徹夜で酒を飲んでいた相手とさらに政変の計画を練り直したというのも変な話であるが、そもそも十八日に政変を再び行う気があったら、十六日に酒を飲みに行くことができるであろうか。前掲町田論文では、八月十八日の政変は島津久光や薩摩藩首脳の指示によるものではなく、「薩摩藩京都判定が策源地」¹⁸⁷であると指摘されている。十六日の政変計画は高崎正風が藩政府を無視して出したものであり、成功すれば薩摩藩の功績として数えられるが、失敗した場合は高崎正風らが武士として、死を以て責任を取らなければならない。高崎正風は藩内の「強情者」を連れて酒を飲ませたと言っているが、実際は自刃する前の最後の酒宴を挙げたと考えられる。すると、高崎正風主導の政変は八月十六日に一旦挫折したのではなく、八月十六日を以て未遂に終わったというべきであろう。

八月十七日に秋月胤永からの連絡をうけると、高崎正風は孝明天皇の「急ニ処置致すべし」との指示に対し、戸惑いながらも、まず藩士たちを屋敷に帰し、中川宮のところに向かった。しかし、当の宸翰には「今夜決断処置致すべし」というように、政変を実行する叡断を示しているが、「尤宮も薩も関係ハ為に宜からず、因州・会津ニて取計らせ申すべし」とあって、薩摩藩と中川宮は参加者から外されていた。原口清は孝明天皇が中川宮と薩摩藩を退け、鳥取（＝因州）と会津藩を挙げたなどの指令を、「クーデター失敗の場合への配慮」¹⁸⁸より出されたものと指摘している。だがその説によると、孝明天皇が中川宮や薩摩藩の立場を考慮したため、損な役割を鳥

¹⁸⁶ 「翌十七日四ツ過、会藩ノ兩人宮へ只今罷出候処、武田相模守ヨリ承候ハ、今日主上ヨリ宮へ御書相下り、薩会申合、奮発為致候様トノ御趣ニ御座候由」。(『伊達宗城在京日記』、p208～214。句読は筆者がつけたもので、欠字は省略した)

¹⁸⁷ 町田明広、「文久三年中央政局における薩摩藩の動向について—八月十八日政変を中心に—」、日本史研究会編、『日本史研究』539、p39。

¹⁸⁸ 原口清、「八月十八日に関する一考察」、『幕末中央政局の動向』、p207。

取藩と会津藩だけに押し付けたことになる。親征を回避するために中川宮だけを九州に行かせようとした孝明天皇が、中川宮を擁護する行動をとったということになる。これは果たして妥当な解釈であろうか。

これに関して、直接に孝明天皇の考えを示した史料がないが、天皇の行動を支えるルールを考えることによって、行動の裏に潜むその真意を読み取ることができよう。まずは文久三年（1863）七月中旬の島津久光召命に対する朝廷側の反応をみてみよう。『続再記事』の七月十三日の条に、

〈前略〉…村田云、近来殿下御始、時々御集会の御事あり、且三郎を召さるゝ事にも已に御内旨ありとの御事なれハ、彼輩にハ疑念を起し、何時如何なる變動に及はん程も測りかたし、されハ此際断然の御処分在らせらるゝ方万全なるへし。殿下仰、薩人よりも頻りに憤発せよと申出つれとも、已にも申聞し如く、暴論の勢焰挫折せる事故、今日ハ漸を以て施行する積りなり。去りなから、此上指置難き場合あれハ、必憤発すへし。其期に臨みなハ、充分尽力ある様、予しめ依頼し置なりとありけれハ、村田、愈御憤発の事に御決断の上ハ、何時によらず、二念なく御奉公仕るへし。扱今度三郎を召さるゝ事となりしハ御尤の御事なれと、兼て御案内在らせらるゝ如く、薩ハ諸方より嫌疑を受居る事故、三郎上京後、御憤発あらハ、実際ハ叡慮より出るも、世上にてハ必三郎の所為なりと疑ふへし。斯くてハ朝廷の御威光に関し、且三郎も存依らざる迷惑を被ふるなるへし。されハ三郎上着前、速に御憤発在らせらるゝ方、朝廷の御為にも三郎の為にも然るへきなり。此一事ハ僅かに着前後の違ひにて、皇国万安の御為め関係する所小少ならず、何卒篤と御考案を願ひ奉ると申し、に、殿下稍了解の御模様にて、如何にも尤に存すれハ、尚深く考案すへしと仰せられき。¹⁸⁹

とある。村田巳三郎は、第一節で述べた近衛忠熙らの建白書の提出と同時に、島津久光召命が下った以上、過激派も危機感を起こし、いつ乱を起こすかもわからないので、「此際断然の御処分在らせらるゝ方万全なるへし」と建言した。それに対し、近衛忠熙はやはり「漸を以て施行する積り」であったが、村田巳三郎はさらに「朝廷の御威光」を損じないように、「速に御憤発」するように促した。何故かという、いったん島津久光が上京すると、「実際ハ叡慮より出るも、世上にてハ必三郎の所為なりと疑ふ」からである。つまり、村田巳三郎は勤皇の立場から、島津久光個人のカリスマ性が朝廷のご威光を上回ると、天皇は政局の中心にいられなくなると考え、そうなることを避けるための策略を出している。この意見に対し、近衛忠

¹⁸⁹ 『続再夢記事』二、p78～79。句読は筆者によるもので、欠字は省略した。

熙は「如何にも尤」と考え、「尚深く考案」と答えた。結局、この建言は近衛忠熙を通して天皇に伝わったかどうかは確認できないが、孝明天皇が三条実美らの気焰が揚がるのを嫌い、それを排除するために政変に踏み切ったことを考えると、まさに自分が政治のキャスティング・ボードを握るために行動したといえよう。近衛忠熙が村田巳三郎の建言を伝えなくても、孝明天皇にはその論理を納得していたと考えられる。それならば、八月十七日の宸翰に、中川宮や薩摩藩を排し、鳥取藩と会津藩の名を挙げたのも、そういう島津久光の影を払拭し、自分がいつでもパワーゲームの主役であり続けたかったためではないだろうか。

村田巳三郎は、七月十日に「三郎殿御上京ありて、要路の方々に貶黜あれハ、必三郎殿の所為となし、容易ならざる嫌疑を起すへし」¹⁹⁰とって、吉井仲介に急がないように勧めた。吉井仲介は心服していなかったが、村田巳三郎に周旋を頼み、いったん手を引いた。それでも、彼はたとえ嫌疑がかかろうとも、自分たちでなんとか時勢を変えようとしたかった。そのような気持ちは、高崎正風にも持ち合わせていた。それは彼の八月十七日の宸翰に対する反発からも伺える。すなわち、

〈前略〉…佐言上、恐入御義候得とも、何分其天意にて、逆も転災為福之御運ひにハ不相至、矢張万事被奉叡慮、宮にて御指揮被遊度、薩藩後日如何様なる難洪ニ落入候とも、此期ニ至他藩へ被仰付而不相済、会津と手筈仕置有之故、其処ハ御安慮被為在度、尤此義近衛様・二条様へ申上、御一同御決心奉願候半、陽明殿もし如過日御聴入不被為在候ハ、佐太郎抛一命御諫可申上と申上候処、其覚悟なる決心可被致との御意ニ而、直ニ二条殿へハ会津より秋月罷出、陽明殿へ佐太郎出、左大将様へ段々申上候処、迅速御承知、二条殿も御同様ニ付、今夜半と御決定、薩ハ陽明殿を守衛、会津ハ尹宮・二条殿参殿を守衛いたし候由。…〈後略〉¹⁹¹

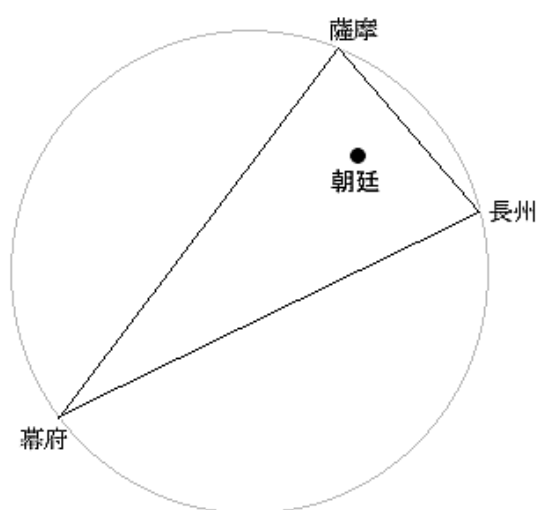
ということである。高崎正風はたとえ「薩藩後日如何様なる難洪ニ落入」っても、「此期ニ至他藩へ仰付られて相済さず」と、手を引くことに強く拒んでいた。そして、会津藩と手を組んだ上、近衛忠熙・二条斉敬の協力さえあれば成功を収めることができると強調し、近衛忠熙には自分が「一命を抛ち御諫め申上」げると揚言した。中川宮はその誠意に動かされ、政変に参加する意を固めた。そこで薩摩藩士が近衛家に、会津藩士が二条家に説得の手を回したところ、「迅速御承知」して貰い、十七日の夜半に事を挙

¹⁹⁰ 『続再夢記事』二、p74～76。句読は筆者によるものである。

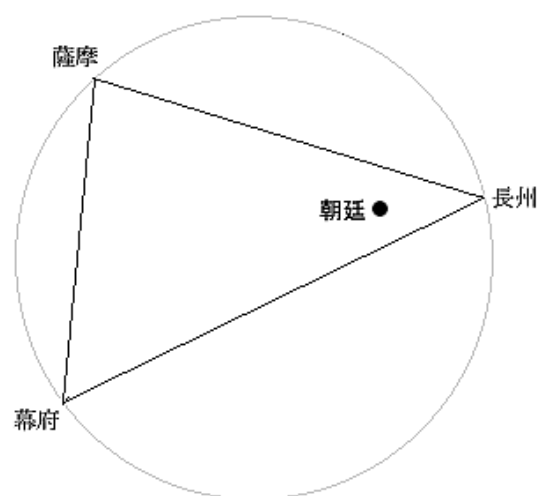
¹⁹¹ 『伊達宗城在京日記』 p213～214。句読・傍線は筆者によるもので、欠字は省略した。

げるに決した。

以上述べたように、薩摩藩士高崎正風の建言に基づて、中川宮は八月十六日に孝明天皇に密奏を行った。その後すぐに政変の手配りをし、実行に移る予定だったが、天皇が時期尚早論を唱えたため、この政変計画は未遂に終わった。その後、中川宮に失望した薩摩藩士は酒を飲みに行ったが、翌十七日の午前十時、会津藩士から新たな指令が下ったことを知り、再び中川宮に謁し、いろいろな論争もあったが、ついにその日の夜半に行動することを決めた。しかしながら、十六日の高崎正風の失望ぶりを考えると、彼が八月十八日の政変の主謀者である説は自然に破れるであろう。

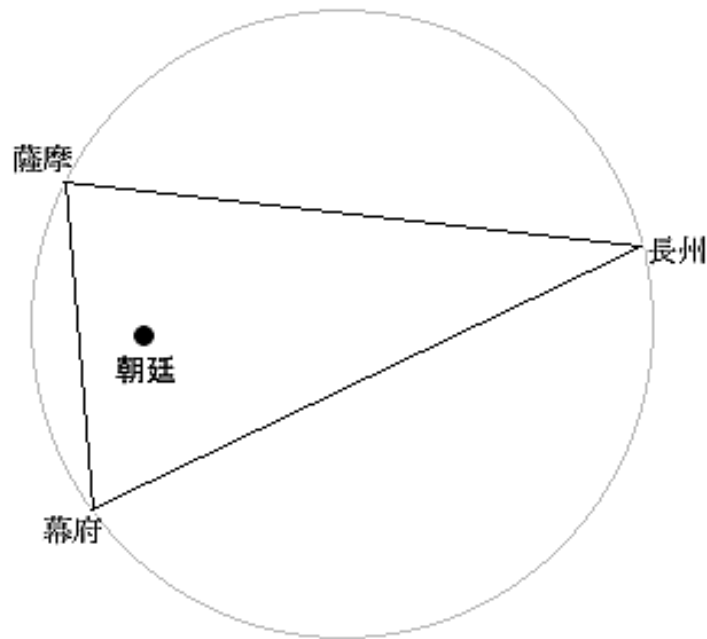


(図四ノ1) 姉小路暗殺事件以前の朝廷に対する力関係



(図四ノ2) 姉小路暗殺事件後～八月十八日の政変前の朝廷に対する力関係

上の図は、ゲーム理論に基づいて、文久三年（1863）八月十八日の政変前後、薩摩・長州・幕府の京都政局における力関係を示すものである。前述したように、五月二十日の姉小路公知暗殺事件が起こる前、薩摩藩は長州藩と並んで中央政局において大きな影響力を持っていた。しかし、五月の末には姉小路公知暗殺事件の嫌疑で禁門の警備を解かれ、藩士の禁裏の出入りが禁止され、京都での勢力が著しく衰退した。一方、長州藩は三条実美らと提携することによって、朝議を左右し、その影響を受け、八月十三日の大和親征行幸の勅を出された。つまり、図四ノ2で示したように、八月の政変前の中央政局では、長州藩が独り朝廷を抱えたのである。高崎正風の行動は、五月二十日の姉小路公知暗殺事件以降、薩摩藩の京都政局での影響力を取り戻すためであった。



(図四ノ 3) 高崎正風による政変後の力関係予想

高崎正風の計画が成功した場合、図四ノ 3 のように、薩摩藩はそれによって五月の末以来の衰勢を挽回し、中央政局へ復帰することができる。それと同時に、会津藩が代表する幕府勢力も増大し、朝廷との距離が縮まる。そして、薩摩・会津（＝幕府）の間の距離も縮めることになる。一方、政変前に朝廷で威勢を張っていた長州藩は中央政局から遠ざかることになる。しかし、この計画は八月十六日の中川宮の密奏失敗で終わりを告げた。それでも、高崎正風らが酒を飲みに行ったとしても、一日中に政変の準備ができ、八月十八日には政変に成功した。その背後に、高崎正風や中川宮ではない真の実行者が潜んでいることが考えられよう。